

かめやま

2020 MAY

5 / 16

No.353

お知らせ版

主な内容

新型コロナウイルス感染症対策 特別定額給付金の支給	1
暮らしの情報BOX	4
令和元年度 市の財政状況	8
広報ガイド(6月)	11
一次救急当番医(6月)	12



亀山市携帯サイト

新型コロナウイルス感染症対策

特別定額給付金(1人当たり10万円)を支給します

問合せ 新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクト・チーム
(あいあい ☎84-3336)

令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。

給付対象者および受給権者

■給付対象者

基準日(令和2年4月27日)に亀山市の住民基本台帳に記録されている人

※基準日以前に住民票を削除されていた人で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなった人を含みます。

配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により基準日(令和2年4月27日)以前に亀山市に住民票を移すことができなかった方は、次の一定の要件を満たしている場合、申出書を提出していただくと、世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて給付金を受け取ることができます。

※申出書は、あいあいの窓口にあるほか、市、婦人相談所、総務省のホームページからダウンロードできます。
総務省HP [URL https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html](https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html)

「配偶者からの暴力を理由に避難している方」の要件

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること(保護命令決定書の謄本または正本をご提出ください。)
- ②婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村等)の確認書が発行されていること(婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市が発行するDV被害申出確認書をご提出ください。)
- ③住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となっていること

■受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

■給付額

給付対象者1人につき10万円

申請方法・受付開始日

感染拡大防止の観点から、次の(Ⅰ)郵送 および(Ⅱ)オンライン による申請を基本とします。

※給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

※今後の状況により、申請の時期等が変更になる場合があります。市ホームページ等で随時お知らせしますので、ご確認ください。

(Ⅰ) 郵送による申請

申請書発送時期 令和2年5月18日(月)から

申請期間 令和2年5月20日(水)～8月19日(水) ※8月19日の当日消印有効

申請方法 市から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座(申請者の本人名義の口座に限る)などの必要事項を記入し、振込先口座の確認書類(写し)と本人確認書類(写し)を添付し、申請書に同封の返信用封筒で市に返送してください。

提出書類 ①必要事項を記入した特別定額給付金申請書

②振込先の金融機関口座の通帳やキャッシュカードの写し

③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券[パスポート]など)の写し

(Ⅱ) オンラインによる申請(マイナンバーカード所持者のみ利用可能)

政府が運営するオンラインサービス・マイナポータル「ぴったりサービス」上の特別定額給付金の申請画面に、世帯主、世帯員の情報、振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(本人確認書類は不要)ができます。

申請期間 令和2年5月11日(月)～8月19日(水) ※8月19日の当日中

※マイナンバーカードを利用した申請には、ICカードリーダー等が必要です。

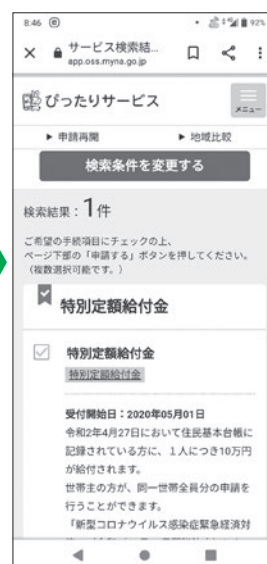


申請方法 ぴったりサービス ([URL: https://app.oss.myna.go.jp/Application/search](https://app.oss.myna.go.jp/Application/search)) で、亀山市を選択し、ぴったり検索で特別定額給付金をチェックし、検索。以降、画面の指示に従ってください。

オンライン申請を行う場合に準備いただくもの・こと

- ①受給権者(世帯主)のマイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(またはパソコン+ICカードリーダー)
- ③「マイナポータルAP」の検索・インストール
- ④マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号(英数字6～16桁)
- ⑤振込先口座の確認書類

●オンライン申請について詳しくは、
総務省のホームページをご確認ください。



給付方法・給付日

■**給付方法** 原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振り込み

■**給付日** 郵送にてお知らせします。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

問合せ先 市民課医療年金グループ (☎84-5005)

小学校などの臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給します。



対象者

令和2年3月31日に亀山市に住民票があり、支給対象児童に係る令和2年4月分(児童の年齢到達または死亡により3月分の支給を受けた人も含む)の児童手当の支給を受けた人

※令和2年3月まで中学生だった児童(新高校1年生)を養育している人も含みます。

※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童一人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。

※児童手当が勤務先から支給されている公務員に対しても、臨時特別給付金は、市から支給します。



支給額

対象者が養育している児童1人につき10,000円

申請手続き

・公務員以外の人

申請は、原則として不要です。市から案内通知を送付します(5月末予定)。

※受給を希望しない場合のみ、届出が必要です。

・公務員の人

所属庁から案内があります。所属庁の証明を受け、市民課医療年金グループへ申請してください。(感染拡大防止の観点から、できる限り郵送での申請をお願いします)



支給時期・方法

令和2年6月中(予定)に、児童手当振込口座へ振り込みます。

※公務員の方は、申請書を医療年金グループへ提出後、随時支給します。

※制度概要について詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。



子育て世帯への臨時特別給付金

検索



注意!



口座番号・暗証番号、通帳・キャッシュカード、マイナンバーを絶対に教えないでください!

市や総務省などの職員が「特別定額給付金」や「子育て世帯への臨時特別給付金」の給付のために、現金自動預払機(ATM)の操作や手数料の振り込みなどを求めることは、絶対にありません。

自宅や職場などに市や総務省の職員などをかたった電話がかかってきたりメールが届いたりしたら、最寄りの警察署や次の窓口へご連絡ください。

- ・消費者ホットライン ☎188
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188
- ・警察相談専用電話 (#9110)

それ、給付金を装った詐欺かもしれません!

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください!

特別定額給付金に関して

※市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作を依頼することは、絶対にありません。

※市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

※中絶、経済手当てなどについて決定された「特別定額給付金」については、住居の確保へご支援や給付を行う段階ではありません。

※具体的な給付のタイミングは、後からご通知いたします。

※総務省で、市区町村や総務省などが、住民の住所の登録簿作成、銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることはありません。

※市区町村や総務省が、市区町村や総務省などからご依頼された特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の申請や給付に関するお問い合わせには、必ずしもこの電話番号に連絡してください。

総務省 警察庁